指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る 経緯の検証及び今後の方針のポイント

> はじめに

- 指定廃棄物の最終処分場候補地を示した栃木県矢板市、茨城県高萩市では強い反対、地元への説明ができない状況。
- 県や市町村と今後の進め方について相談しなければならない状況にあり、スケジュールに遅れが生じている状況。
- 昨年12月の政権交代を受け、前政権下での取組を検証し、これまでの選定プロセスを見直すこととした。

> 検証結果と今後の方針

検証結果

①選定作業の実施や選定結果の共有にあたり、市町村との意思疎通が不足

- ・選定作業において、県や市町村の協力が不可欠
- ・選定作業や結果の共有にあたり、意思疎通が不足

②候補地の提示にあたっての詳細な調査、専門的な評価の不足

- ・安全性に対する地元の十分な理解が得られていない
- 安全性に係る詳細調査や専門家による評価が不足

③各県の状況を踏まえた対応が不十分

県や市町村と施設の内容・安全性等について情報共有した上で、協力要請や意向の聴取を行うなど、各県の状況を踏まえた対応を行うべき

今後の方針

①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成
- ・地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②専門家による評価の実施

- ・3月に専門家で構成される検討会を立ち上げ
- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論
- ・候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

> 今後の取組

- 直ちに宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県を訪問して協力要請。県の協力を得て市町村長会議を開催。
- 速やかに専門家会議を立ち上げて、安全性の確保に関する考え方等の議論を開始。
- 県や市町村との意見交換等を重視して、手順を踏んで着実に前進できるよう全力で取り組む。

放射性物質汚染廃棄物(指定廃棄物)の現状

参考資料

これまでの経緯

指定廃棄物:ごみ焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等について、11都県で98.793トンが発生(平成24年12月28日現在)

- (1)放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日完全施行) 放射性セシウム濃度が8.000Bg/kgを超える焼却灰等の指定廃棄物は、国が処分。
- (2)特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定) 指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (3)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表) 指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、平成26年度末を目途として、 国が必要な処分場等を集約して設置。

最終処分場候補地選定に向けた動き

最終処分場の設置が必要な5県(栃木、茨城、宮城、群馬、千葉)に対し、最終処分場の選定に 係る協力を要請(平成24年4月~5月、環境副大臣→知事)。

(1)栃木県、茨城県

地元の反発が強く、地元への説明は未実施

(2)宮城県、群馬県、千葉県

候補地は未提示